

岩手県重症心身障害児(者)を守る会

第118号 R3.12.15発行

TSK

会報

愛の手

編集者 岩手県重症心身障害児(者)を守る会  
〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内  
☎019-601-2255 FAX 019-601-2255 (共有)  
E-mail mamoru2255@gmail.com  
編集責任者 齊藤 勉



守る会の  
三原則

- 1.決して争ってはいけない 争いの中に弱いものの生きる道はない
- 1.親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
- 1.最も弱いものをひとりももれなく守る

## 思いは、かたちにな...

岩手県重症心身障害児(者)を守る会会長 齊藤 勉



今年も残り1ヶ月余り(11月下旬)となりましたが、未だ新型コロナウイルス感染症は収束の兆しを見せず、私たちの日常生活等に深刻な影響を及ぼしております。

最近ようやく、一時の感染状況が改善されつつあるように見受けられますが、今後想定される第6波に備える準備が最も重要であると思われます。

さて、今年はコロナ禍のなか、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。私は特にパラリンピックを始めてテレビで観戦して、非常に感銘を受けました。激しくぶつかる車いすラグビー、バスケットボールの衝撃、陸上競技の義足のジャンパー、目の不自由なランナーと伴奏者の絆など、人間の可能性に感動を受け、あるパラアスリートの方が、「障害があってもスポーツによって可能性が引き出され、トレーニングによって卓越した技術を身につけた選手たちの姿を目にして、障がいのある人への理解が進み、障がいの有無にかかわらず生きやすい社会の創出につながってほしい」と話していました。誰もが環境等により障がい者となり得るかもしれないと自分事として考えていけば、障がい者への理解と共感が進み、それが「生きやすい社会」として、地域で共生できる始まりなのではないでしょうか。地域での障がい者への理解はまだ不十分であり、今回のパラリンピックの開催を一つの機会として捉え、改めて障がい福祉について思いを深く致しました。

次に、医療的ケア児への支援として、「医療的ケア児支援法」が9月に施行されました。主なポイントは

- ・居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにする
  - ・国や自治体は、医療的ケア児と家族に支援施策を実施する責務を負う
  - ・医療的ケア児が、保護者の付き添いがなくても適切な支援が受けられるよう、学校や保育所に看護師らの配置を求める
  - ・各都道府県に、家族らの相談に応じる「医療的ケア児支援センター」の設置を求める
- とあります。この中で、新たに設置される「医療的ケア児支援センター」の役割が非常に重要とされます。センターに見込まれる役割として、
- ・支援サービスの情報提供 ・悩みなどの相談窓口
  - ・学校や保育施設などに看護師などを配置 ・通学の送迎 ・訪問看護
  - ・保護者が介護を一時休息するための医療的ケア児の短期入所 ・親子の居場所づくり
  - ・医療的ケア児が学校を卒業した後の就労支援
  - ・医療的ケア児のきょうだいの心のケアや負担軽減

とあり、医療的ケア児や家族に必要な支援を行う役割を果たすセンターをどこに設置するか、など支援法が医療的ケア児と家族にとって、より良い支援になるよう今後の課題として見守っていかねばならないと思います。

## 障がい者関係団体との意見交換会提出資料について（報告）

（岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉課へ 令和3年9月6日提出 現在、回答待ち）

| 項 目                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. コロナウイルス感染・非常事態・震災時等の対応  | <p>①ワクチン接種について<br/>重症心身障害・医療的ケア児者や、その家族・利用している保育所・学校・福祉事業所の職員は、医療従事者同様濃厚な介助を行うため、感染リスクが非常に高くなります。そこでワクチン等が今後どこの自治体でも医療従事者・高齢者同様優先対象となるように、位置付けて頂きたい。</p> <p>②介護者が感染、濃厚接触者になった場合<br/>在宅でケアを受けることができない場合、重症心身障害児・医療的ケア児等を唯一短期入所で受け入れてくれている県立療育センター・みちのく療育園・医療センターが受け入れを閉鎖している状況です。このような非常事態の場合の受け入れ先を確保して頂きたい。</p> |
| 2. 医療的ケア児支援法施行について（県の施策事業） | <p>①各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置が責務となりました。医療的ケア児と家族、その周りの支援者が相談でき、生まれてから(在宅・保育所・学校・就労)成人に至るまで切れ目のない支援・対応ができるように。また、緊急事態時の中枢的対応の要となることが求められます。設置についての考え、方向性をお伺い致します。</p>                                                                                                                                                 |
| 3. サポートブック(支援ファイル)について     | <p>①未整備の市町村の進捗状況、整備・活用への県としての補助等の取り組みのお考えについてお聞きしたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |

## ワクチン接種に係る要望、回答等について（報告）

（詳細はホームページにも掲載中）

8月頃の状況では、障がい児(者) や関係の事業所、保護者へのワクチン接種が一向に進んでいない状況でした。そこで、盛岡圏域部会を中心に以下の要望書を提出しました。

参加者：元県議会議員 福井せいじ氏

守る会 副会長 藤村ゆみ子 会員 石川麗子

障害福祉課課長 野中隆氏 障害福祉課課長補佐 大石和博氏

令和3年8月20日

盛岡市長

谷 藤 裕 明 様

岩手県重症心身障害児(者)を守る会

会 長 齊 藤 勉

**重症心身障がい・医療的ケア児(者)に係る  
コロナワクチン接種に関する要望書**

日頃より、重症心身障がい・医療的ケア児(者)の福祉と医療に対しまして御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

お陰様を持ちまして、盛岡市におきましては重症心身障がい・医療的ケア児(者)に支援をしてくださる福祉事業所や福祉施設、医療の場が増えていることに対し感謝致します。

しかしながらこの度、医療的ケアが必要な超重症児また重症心身障がい(者)のコロナワクチン接種に関し、在宅の障がい児(者)また、障がい児(者)が利用している福祉事業所等の職員が、ワクチン接種をうけることが困難な状況が見られます。

重症心身障がい・医療的ケア児(者)の命を支えてくださっている福祉事業所等の職員は、医療従事者同様濃厚な介助を行うため、感染リスクが非常に高く、現下の感染拡大で日々緊張感が増しています。

早急に接種状況を把握していただき、希望者には医療従事者・高齢者・介護従事者同様に、優先的にワクチン接種を受けることができるよう切に要望いたします。

これから先においても、このような非常事態や災害等が想定されます。医療従事者・高齢者・介護従事者同様に、重症心身障がい・医療的ケア児(者)や、支援をしてくださる福祉事業所・福祉施設も、優先的に対応していただけますよう要望いたします。

**【在宅の重症心身障がい・医療的ケア児(者)について】**

1. かかりつけ医、往診医、障がい児(者)に対応できる病院や医療施設で、ワクチン接種を受けることができるように、国立病院・県立病院・市立病院・医師会等と連携を持ち対応をしてください。

在宅生活において重度の基礎疾患により痙攣等の副反応が起きる可能性が大きいため、対応可能な病院での接種が必要。身体の移動や行動に特別な配慮が必要な場合が多いため、集団接種会場等での接種は非常に困難です。また、医療的ケア等のため、予約を取ることも厳しいのが現実です。

**【重症心身障がい・医療的ケア児(者)利用の福祉施設、事業所について】**

1. 重症心身障がい・医療的ケア児(者)利用の福祉施設、事業所等の福祉関係職員のワクチン接種が可能となるよう早急に対応してください。

重症心身障がい・医療的ケア児(者)利用の福祉施設、事業所等の福祉関係職員は医療従事者同様に濃厚な介助のため、利用者との接触を避けることはできません。また、集団接種においてもワクチン不足により、予約すら取れない状況があります。

医療従事者や高齢者介護従事者の様に職域接種で対応し、接種できるように切にお願い致します。

#### 【盛岡市の非常事態や災害の場合への対応について】

1. 重症心身障がい・医療的ケア児(者)、及び介護にあたる当事者家族・当事者利用の福祉施設・事業所に対し、非常事態や災害の場合には、医療従事者・高齢者・介護従事者同様優先的に対応してください。

上記の要望に対して、障害福祉障がい福祉事業所等の長に以下のメールが、配信されました。

8月30日月曜日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

#### 障害福祉サービス事業所等における新型コロナワクチンの優先接種 及び協力医療機関に対するワクチンの追加配分について(通知)

1. 障害福祉サービス事業所等の利用者のワクチン接種について  
・優先接種の対象 高齢者・基礎疾患を有する12歳以上の方
2. 障害福祉サービス事業所等の従事者のワクチン接種について  
・市(障害福祉課が指定する障害福祉関係事業所  
・障害福祉サービス事業所・相談支援事業所・障害者支援施設・障害児通所支援事業所  
・地域活動支援センター(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)・日中一時支援事業所

配布時期は、9月中旬以降の見込み 協力医療機関と事業所が連絡調整のうえ、ワクチン接種する。

このメールに対して、在宅・障害福祉サービス事業所利用者、保護者にも優先接種をお願いしたいと再度懇談会を申し出て、9月3日(金)に実施しました。今回は、市議、福祉部次長が参加して下さり、緊急の要望を伝えました。

参加者：市議会議員 田山しゅんえつ氏 櫻ひろ子氏

守る会副会長 藤村ゆみ子 盛岡圏域部会長 木村直子

保健福祉部次長 廣田喜之氏 障害福祉課課長 野中隆氏

障害福祉課課長補佐 大石和博氏

9月13日付で、医療的ケア児(者)・重度心身障害児(者)及びそのご家族 各位宛に以下の文書が届き、ワクチン接種決定通知が届きました。



3盛福障号外  
令和3年9月13日

医療的ケア児(者)・重度心身障害児(者)及びそのご家族 各位

岩手県盛岡市長 谷藤裕明

**在宅の医療的ケア児(者)・重度心身障害児(者) 及び  
そのご家族のワクチンの優先接種について**

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では在宅の医療的ケアを必要とする障がいのある方やその御家族に対し、新型コロナウイルス感染症に対するファイザー社ワクチンの優先接種をご案内しております。

つきましては、対象となる方(この文書の宛名となった方)ご本人(主治医にワクチン接種ご相談のうえ了承をいただいでください。)及び、同居しているご家族のうち、ワクチン接種の予約前で接種を希望される方は、同封の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXにより下記担当までお送りください。また、Eメールによるお申込希望の方(申込者全員が盛岡市に住民登録している場合に限ります。)は、その旨のメールを下記アドレスにお送りください。

また、申込者に盛岡市に住民登録がない方を含む世帯については、申込書に加え、その方についての「住所地外接種届」(同封)と、その方が住民登録をしている市町村が発行した接種券のコピーを添えていただく必要がありますので、この場合は郵送でのお申込みに「限らせていただきます。

このご案内について不明の場合は、お手数ですが下記担当へお問い合わせください。

記

- 1 実施日時等 日時：(1)令和3年10月2日(土) 午後2時から4時半  
(2)令和3年10月3日(日) 午前9時から11時半 から選択して申込  
会場:盛岡市青山四丁目46-16 SGプラザ 集団接種会場
- 2 申込方法 裏面「申込方法」を御覧ください。
- 3 必要書類 (1)ワクチン接種申込書(同封)  
(2)住登地外接種届(同封)…盛岡市に住民登録がない方のみ  
(3)他市町村発行の接種券のコピー…盛岡市に住民登録がない方のみ
- 4 送付方法 盛岡市に住民登録がない方を含む世帯…(1)、(2)、(3)すべてを郵送  
それ以外の世帯…(1)を郵送/FAX/e-mailで
- 5 申込締切 令和3年9月21日(火) 17時必着
- 6 申込先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部障がい福祉課  
FAX: 019-625-2589 メール: shogai@city.morioka.iwate.jp
- 7 申込完了 申込後、令和3年9月21日(金)までに担当から特段の連絡がなければ申込手続きは完了です。

申込書に記入したご希望日に、接種券等、身分確認ができるもの(保険証推奨)に加え、定期受診のある方はお薬手帳もお持ちの上でお出掛けください。

なお当日は、ご希望の集中により混雑が予想されますので御了承願います。

担当 盛岡市保健福祉部障がい福祉課  
自立支援課 松本 新  
電話 019-613-8346(直通)

8月20日の要望開始から9月13日の優先接種決定まで、行政も素早い対応をして下さいました。心から感謝しますと共に、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

# 愛の手 リレー 6

## 兄とともに

盛岡市在住 久保儀真

国立釜石病院に入所している私より2歳上の兄、文人に会いにいくと、いつもニコニコして私を迎えてくれます。

文人は私と同様、特定疾患をかかえています。特に口腔管理や諸々の体調管理が必要とされますが、病院行事等は積極的に参加させていただいております。

私は20年前から、高齢の両親に代わって病院行事や支援会議に出席するようになりました。最初の頃は、私が誰だか文人は理解していない様子でしたが、会う機会を重ねるうちに私を認知し、笑顔で応えてくれるようになりました。

小さな声で"弟"と発語したり、私の髪を撫でてくれて、ようやく文人との心のつながりが出来た事に、驚きと深い感動を覚えました。

コロナ禍によって病院に行く事は暫く無理ですが、信頼できるスタッフさん達に囲まれているので、明るく生活しているものと安心していきます。

コロナが一日でも早く収束し、文人との楽しい一時を過ごすことのできる空間が作れればと考えています。

私も障がい者ですが、しかし甘える事なく自己管理を徹底し、のろくてもいいから地に根ざした歩みができたらと考えています。

”いつまでも文人との絆を大切にしたいから”



## お知らせ

### ①令和3年度重症心身障がい支援者養成研修会(報告)

期 日：8月3日

場 所：岩手県高校教育会館大ホール

講 師：副会長：藤村ゆみ子さん「重症心身障害児(者)の親として」

会 員：澤口るり子さん「重症心身障害児(者)の親として」

#### 重症心身障がい支援者育成研修会 受講後アンケート

【第4回 令和3年8月3日(火)】

- 障がいを持つ子どもやその家族について、現状を多方面から捉えることができました。また障がい児と関わる支援者側の実際も知ることができ、具体的なケアの方法や工夫している点なども学ぶことができました。
- 身体の違いから行政の取組に至るまで、幅広い講義を受けることができて重症心身障がい支援の苦手意識をかなり軽減することができました。
- 親の方々の気持ちを、ありのままにお伝えいただいて、辛い時期を乗り越えていらっしゃったのがよく分かりました。私も職務上、どの職場に移動になるか分かりませんが、保育所でも診療所でもいかせる内容だったと思います。
- 行政の話、県の取り組みなどありましたが、やはり当事者の親の話を聞き、まだまだ支援が足りない。制度も検討していかないといけないのではと思いました。
- この研修期間中、母子で利用してもらっていた重心のお子さんが突然亡くなり、とても複雑な思いで学びました。あんなこと、こんなこと、してあげられたのに…と。昨年コーディネーター研修も受講したので、さらに理解が深まったり、復讐することもできました。嚥下のことなど繰り返し学ぶことができて、よく理解できました。今後また重心のお子さんの利用があることが予想されるので、いかしたいと思います。家族支援については重心の子だけでなく、参考になりました。
- 障害児に対しての振り返りができ、また自分で疑問や迷っていたところが分かり、納得できるところもあり、参加できて良かったです。
- 食事や姿勢とか身体の事だけでなく、寄り添う気持ちがなければ本当の支援にならないと感じました。全4回の研修ありがとうございました。
- 具体的な対応や実際に行っている方法について、紹介していただくことでイメー

ジがつかみやすかった。今回の研修を終えて、また、ステップアップした研修が受けられれば良いと感じた。

- 重症心身障害児の家族の話は、関わるうえで、特に知りえない情報もあり、参考になった。
- 障害に合わせた医学的支援も大切だが、対象者に合った支援をおこなっていきたいと感じた。また、4回の研修で澤口さん、藤村さんの話を聞くことができ、とても貴重な時間だった。
- 重症心身障害児(者)の支援体制の重要さの他、家族・支援者のサポート体制を充実させ精神面の安定を図る大切さを改めて学びました。保護者の悩みを理解することと言葉のかけ方一つで相手の気持ちも大きく左右されることを学びました。
- 私は精神科専門の訪問看護ステーションで働いていますが、実際に小児を看ている訪問看護ステーションの講義を聞き、どこに注意しているのか、また、実際の例を聞くことで大変勉強になりました。
- 必要なケアや家族への支援の在り方を見直すことができました。
- 一人一人に合った看護が、常に見直せるよう職員間で共有していきたいと思います。
- 成人、老人に対応していた場合と障がい児へ対応する場合の違いが分かりました。同時に大変さを知りましたが、一人一人の障がい児、ご家族に安心してケアを受け入れていただけるよう声かけや質の向上に努めていきたいと思います。
- 最近の新聞にも医療的ケア児の記事があり、体制の強化が期待されているとあった。(澤口さんの記事です!!)自分にはまず、何ができるか、本人と家族の方は何を求めているのか考えていきたい。

## ②令和3年度 医療的ケア児等コーディネーター等養成研修会(報告)

期 日：11月1日(月) Web研修

講 師：副会長 藤村ゆみ子さん

【福祉】①遊び・保育 ②家族支援

会 員：澤口るり子さん

【本人・家族の思いの理解】：本人・家族の思い

## ③全国大会に代えて 「両親の集い Web版」 動画配信(ご案内)

〈12月24日まで〉

全国守る会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国大会を実施できないことから、今年度会員の皆さまに重症児者を取巻く情勢についての最新情報をお伝えすると



共に、守る会への理解を深めていただくための動画を配信しています。

【内容】

- ・行政説明、国の動向および講演(厚生労働省、文部科学省、当会顧問)
- ・北浦会長の講演録

【視聴方法】

- ①全国守る会のHPから「「両親の集い Web版(動画配信)」をクリックして下さい。
- ②「両親の集い」第749号P3のQRコードを読み取って下さい。
- ③こちらのURLからお入り下さい。

<https://www.kk2.ne.jp/kk2/private/mamorukai.html>

#### ④「医療的ケア児支援法」が9月から正式に施行！！

「医療的ケア児支援法」は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で作られました。

今後、国や各地方自治体等は、当事者家族の生活実態や要望に十分耳を傾けながら、お子さんのケアや子育てを家族の努力や負担だけに頼るような状態を計画的に改善していく「責務」があると示されています。

これにより、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指すとうたわれています。

★具体的には、各地方自治体に地方交付税として予算配分され、以下の事業が義務付けられます。

- 医療的ケア児が家族の付き添い無しで希望する学校・施設に通うために必要な保健師、助産師、看護師・准看護師、または喀痰吸引等を行うことができる保育士・保育教諭を配置する。
- 「医療的ケア児支援センター」を設立し、医療的ケア児とその家族の困りごとを多職種が連携して改善・対応する。

守る会でも会員の皆さまの声をお聞きしながら、施策の実現に向けて働きかけを行っていきます。

#### ⑤三役会・理事会(報告)

日時：令和3年10月23日(土) 場所：ふれあいランド第1、2研修室

コロナ禍の為、延期していた三役会・理事会を1か月遅れで同日に開催しました。理事会には、県北の百鳥さん、沿岸の理事大関さん2名がZoomで参加されました。

○協議事項

1. 令和3年度障がい者団体との意見交換会について
2. コロナワクチン接種に関する要望書提出から優先接種に至るまでの経過報告
3. 今年度の茶話会実施について
4. 「愛の手」リレー掲載について

5. 今年度の県への要望書、市町村への要望書について
6. 各部会より
7. 各施設より
8. 東北ブロック関係
9. 各理事より
10. 次回の予定
11. 令和4年度総会予定について

## ⑥令和3年度補助事業について(本部より)

### 【補助事業実施要項】

#### 1. 事業の目的

本事業は各都道府県支部が行う重症心身障害児(者)やその家族を支援する 各種の事業に対して、助成金を交付することにより、支部活動を活性化することを目的とする…以下略

上記の補助事業の「広報活動事業」の部に岩手県支部のホームページ立ち上げの際の補助を申請し、受理されました。

先日、ホームページ立ち上げの際にかかった費用の一部支払いを済ませ、本部に報告書を提出しました。助成の上限は10万円ですが、大変ありがたいです。

次年度の総会で、詳細は報告します。

## ⑦ホームページについて

お陰様で、大変好評をえております。以下のURL.もしくは、QRコードからホームページにお進みください。4月からの活動の様子も分かりやすく載っています。

<https://iwate-mamorukai.com/index.html>



## ⑧次年度総会について(予定)

令和4年 5月8日(日) ふれあいランド ふれあいホール

### 編集後記

岩手県で感染者ゼロが約1か月続いています。(11月初旬現在) このまま続いてくれるといいですね。

全国的に感染者が少なくなったことは、皆の協力、ワクチン接種、そして医療従事者の並々ならぬ努力の賜だと思います。

第六次感染が起らないように祈るのは全員の願いですが、守る会の会員には、もっと強いものがあると思います。もう少し頑張れば、今まで通りの活動ができることを祈ってます。

(Y・S)

